

袋井市立袋井東小学校いじめ防止基本方針

一はじめに

この袋井市立袋井東小学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの防止等のための基本的な考え方

(1) いじめの定義（平成25年9月28日施行いじめ防止対策推進法第2条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はない」という共通認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように全力で努めていかなければならぬ。

いじめの基本認識は、下記の通りである。

- ・いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ。
- ・いじめ問題には、まず、被害者の気持ちを理解し、被害者の立場に立った指導を行う。
- ・いじめ問題は学校の在り方が問われる問題である。
- ・関係者が一体となって継続的に取り組むことが必要である。
- ・いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題である。

そして、いじめ防止のための基本姿勢として以下のポイントを挙げる。

- ① いじめの未然防止のために、学校全体でいじめを許さない、見過ごさない雰囲気作りに努める。
- ② いじめの未然防止のために、子供一人ひとりの自尊感情を高め、規範意識や人権感覚を育み、健やかでたくましい心を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、家庭や地域と連携・協力して、積極的ないじめ発見に努める。
- ④ いじめの早期対応のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校・家庭・地域・専門家等と連携して速やかに対応する。

2 いじめの未然防止のための取組

いじめを防止するには、すべての子供がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止のための取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、日々の授業や行事等において、すべての子供が活躍できる場を実現し、他者から認められ、他者の役に立っているという自己有用感を感じ取れる「絆づくり」を進めること。また、学級や学校をどの子供にも落ち着ける場所、安心できる場所、自己有用感や充実感を感じられる場所にしていく「居場所づくり」を進めることが大切であるため、以下の事項に重点的に取り組む。

(1) 教職員と子供との信頼関係づくり

- ・子供のよさや可能性、行動や心情の変化、その背景などに目を向け、子供への理解を深める。
- ・どの子供にも関心をもって公平に接し、一人一人を尊重した姿勢や態度で接する。
- ・日頃から子供たちの学校生活の様子に目を配り、よい表れやよい行動を積極的に拾い上げ、認め、褒める。
- ・悩みや不安を抱える子供には、その子の心情に共感的に関わり、自らの力で解決できるように助言や援助に努め、安心感、信頼感を築いていく。

(2) 分かる授業づくりの推進

- ・すべての子供が参加できる、活躍できる授業を工夫し、実績や成果だけでなく、取り組む姿勢や努力を互いに認め合い、たたえ合う雰囲気作りを大切にする。
- ・誤った発言や異なる意見などを大切に扱い、そこから学ぶ姿勢や態度を育てていく。
- ・基礎的・基本的事項の習得を図る。
- ・学習の約束（姿勢・話し方・聴き方など）を定着させる。
- ・公開授業を行い、教科や生徒指導の観点から参観し、意見交換を行う。

(3) 人権教育の充実

- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、児童に理解させる。
- ・子供たちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・自他のよさを大切にし、相手を思いやる心を育てるために自尊感情の育成を図る。

(4) 道徳教育の充実

- ・子供の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った授業を実施し、一つ一つの道徳的価値について自己への問いかけを深められるようにする。
- ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こるいじめを未然に防止する。
- ・「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・一日公開日や参観会で道徳の授業を公開する。

(5) コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる生活体験や社会体験を取り入れる。
- ・子供たちが、他者の傷みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。
(人間関係づくりプログラム、グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング、アサーショントレーニング等)
- ・子供たちが主体的に学級や学校の問題を解決する場を設定して、正義を大切にし、助け合って課題を解決する自動的な集団を育てる。特に、いじめに関しては日常生活との関連を図り、子供が主体的にいじめについて考え、子供自らがいじめをなくそうとする活動の場を設定する。
- ・児童会活動において、自尊感情や自己肯定感を高めるための取組を子供主体で行う。
(いいこと見つけ週間)
- ・道徳と関連させ、にこにこコーナーを常時活用する。
- ・インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心がけ、保護者の協力の下、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

(6) 社会体験・自然体験・福祉体験等の他者と関わる体験活動の充実

- ・子供たちが、他者や社会、自然との直接的な関わりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気付き、発見し体得する。
- ・発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。
- ・異学年交流、小中連携、保幼小連携、障害者支援施設との交流等を計画的に実施し、人と人とのつながりを大切にする。

(7) 保護者への啓発、関係機関との連携

- ・授業参観や懇談会、保護者研修会等の開催、インターネットのホームページ、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・個人面談や教育相談等で、子供の様子について情報を共有しておく。
- ・P T Aの各種会議や懇談会等において、必要に応じていじめの実態や指導方針などの情報を提供する。
- ・インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。
- ・保育所・幼稚園、中学校と縦の接続を大切にし、子供の生活全般や家庭環境、生育や発達、心理・医療等に関する情報交換を行い、指導に生かす。
- ・教育委員会や児童相談所、警察署等と可能な限り情報を共有するとともに、状況に応じて連携した指導を行う。

3 いじめの早期発見のための取組

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と子供たちの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気付きにくい所で行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子供たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、子供たちに関わる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することが大切である。

(1) 日々の観察

- ・教職員が子供と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子供の様子に目を配り、「子供がいるところには、教職員がいる」ことを目指す。
- ・日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。

(2) 観察の視点

- ・子供たちの成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
- ・担任を中心に教職員は、子供が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ・気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復に当たるとともに、学年会や生徒指導委員会で気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ・Q-Uを年2回（3～6年）、心のアンケート（1・2年）を実施し、個々の実態の把握に努めるとともに対応策を考える。人間関係づくりプログラムを適宜実施する。

(3) 日記や連絡帳等の活用

- ・日記や連絡帳、本読み（学習）カードの活用によって、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。また、子供の交友関係や悩みを把握する。
- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

(4) いじめ相談アンケート等の実施

- ・アンケートは、いじめ発見の手立ての一つであると認識した上で実施する。**学期に1回家庭で保護者とともに回答するアンケート（5月、10月、1月）を行う。**
- ・児童の悩みや人間関係を把握する。

(5) 教育相談（学校カウンセリング）の実施

- ・いじめ相談アンケート後の教育相談では、アンケートを元に実態調査を行う。該当する子供への指導と支援の場とする。
- ・定期的な教育相談週間を設けて、全校の子供を対象とした教育相談を実施したり、日常生活の中で意識的に教職員が声かけをしたりして、子供が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。

4 いじめの早期対応のための取組

いじめに対して学級担任一人で対応すると、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがある。いじめを発見した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要がある。

(1) いじめ防止対策委員会の招集

- ・校長の指導方針の下、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等、事案に応じて柔軟に編成し、協議を行う。
- ・ケース会議は、問題解決まで継続的に行う。

(2) 多方面からの情報収集による正確な実態把握

- ・「いじめられた子供」の話をもとに、「いじめた子供」「周りの子供」「関係教職員」「保護者」から「何があったのか」聞き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等に努める。
- ・関係教職員と情報を共有し、事案について正確に把握する。

(3) いじめの全体像を把握、対応方針や指導計画等の決定

- ・聞き取った情報（発生日時、発生場所、内容等）を一元化し、「いじめの背景」「子供の心理」等を含むいじめの全体像を把握する。
- ・把握した全体像に基づきケース会議で具体的な対応方針や指導計画等の決定を行う。
- ・いじめられた子供への支援、いじめた子供や周囲の子供への指導、保護者への対応、関係機関や地域との連携をいつ、誰が、どのように行うのかを決める。
- ・教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- ・教育委員会、関係機関との連絡調整を密に行う。

(4) 子供への指導・支援

① いじめられた子供への支援

- ・子供の思いを受け止める時間を十分確保する。
- ・最も信頼関係ができている教職員が対応し、その子供の立場に立ち、その子供の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、「最後まで絶対に守る」という意志を伝え、心配や不安を取り除く。
- ・子供の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（別室登校や登下校の方法など）を立てる。

- ・心のケアや登下校、休み時間の見守りなどの具体的な安全確保を教職員で分担する。
- ② いじめた子供への指導
- ・事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があっても、「いじめは決して許される行為ではない」ことを伝える。
 - ・安易な謝罪で済ませず相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方をじっくり考えさせる指導を行う。
 - ・いじめに至った原因や背景を踏まえ、継続的に立ち直りに向けた支援や指導を行う。
- ③ 周囲の子供への指導
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させる。
 - ・勇気ある行動ができなかつた自分を見つめ直し、個人や集団で再発を防ぐための具体的な手立てを指導する。
 - ・必要に応じて学級、学年さらに学校全体へと再発防止に向けた指導を行う。

(5) 保護者への対応

- ・保護者に事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請する。
- ・解決するまで学校が主となって取り組み、解決後も定期的に学校の様子を報告するようとする。

(6) 経過観察と再発防止に向けて

- ・保護者と連携しながら子供への経過観察を行い、必要に応じていじめ防止対策委員会を再招集して問題の再検討と事後指導の評価を行い、追加支援策を検討する。
- ・学校全体のいじめの再発防止・未然防止に向けた指導体制を見直し、再構築する。

5 いじめ防止等のための校内組織

(1) 袋井東小いじめ防止対策委員会

① 目的

いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等の措置を組織的に行う。

② 構成員(役割分担)

〈校内〉 校長(いじめの認知)、教頭(市教委への報告)、教務主任(職員への連絡、調整)、
生徒指導主任(情報集約)、学年主任(保護者への説明)、養護教諭(記録)、その他関係職員(人権教育主任、特別支援教育主任、学級担任(事実確認)等)

〈外部〉 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

(緊急時は、PTA会長、袋井警察署、教育委員会指導主事等)

③ 活動内容

学校いじめ防止基本方針の検証、緊急時(重大事態等)への対応

④ 開催時期

定期として、学期に1回開催する。また、いじめ事案発生等の緊急時に必要に応じて開催する。

(2) 袋井東小生徒指導委員会

① 目的

校内外の生活の様子や問題行動など生徒指導上の諸問題について話し合い、共通理解を図るとともに今後の指導の方策を考え、指導の徹底を図る。

② 構成員

全教職員

③ 活動内容

いじめに関しては、日頃の校内のいじめについての情報交換を行う。

④ 開催時期

職員会議と兼ねて行う。臨時に単独に行う場合もある。

6 重大事態への対応

学校がいじめ防止対策推進法第28条により、当該事案を重大事態と判断した場合には、速やかに市教委や関係機関へ報告するとともに、学校が調査主体となった場合は、次のとおり対応する。

(1) 重大事態の意味

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態への対応

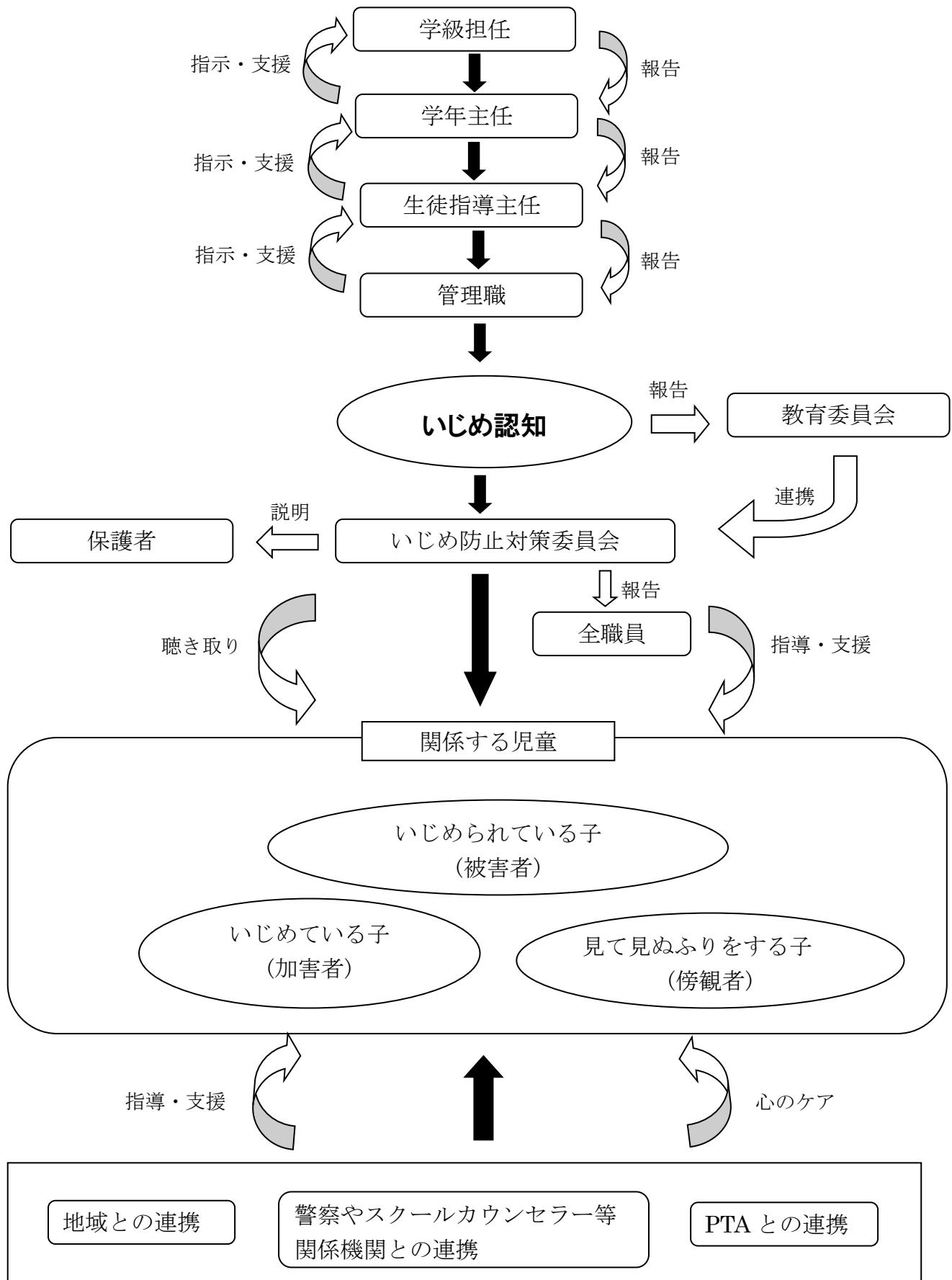
- ① 重大事態が発生した旨を、袋井市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 袋井市教育委員会と協議の上、当該事案に対応する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、袋井警察署や医療機関、児童相談所等の関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 上記調査結果から今後の指導方針や学校体制の具体的な対応策を講じる。

7 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C A サイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施(12月)し、いじめ防止対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

8 いじめ発生時の対応

〈児童同士のトラブル発生〉



9 いじめ防止対策年間指導計画

月	いじめ防止対策委員会の取組	その他全職員の取組
4	いじめ防止対策委員会① いじめ防止基本方針の検討	懇談会での情報の共有 職員会議（生徒指導委員会）
4	いじめ防止対策に関する共通理解 いじめ防止対策委員会の取組	その他全職員の取組 人間関係づくりプログラムエンカウンター①
5		人間関係づくりプログラムエンカウンター② 心理検査Q—U① (生徒指導委員会) いじめ相談アンケート家庭用（記名式）①
6	いじめ防止対策についての保護者への説明・啓発（HPで公表）	人間関係づくりプログラムエンカウンター③ アンケート後の教育相談① 教育相談週間 I
7		学校評価 個人面談での情報の共有
8	1学期の取組の反省と2学期の取組の検討	Q—Uの研修（夏の研修）
9		人間関係づくりプログラムエンカウンター④
10		行事を通した人間関係づくり（運動会） いじめ相談アンケート家庭用（記名式）② 心理検査Q—U②
11	いじめ防止対策委員会②	アンケート後の教育相談② 教育相談週間 II
12	2学期の取組の反省と3学期の取組の検討	（生徒指導委員会） 学校評価 個人面談での情報共有
1		いじめ相談アンケート家庭用（記名式）③ 教育相談週間 III
2	3学期の取組の反省と次年度の取組の検討 いじめ防止対策委員会③	アンケート後の教育相談③ (生徒指導委員会)
3		行事を通した人間関係づくり（6送会）

※生徒指導委員会で配慮を要する子供やいじめについての情報交換を行う。

※毎月1、2回スクールカウンセラーによる教育相談を行う。

※児童会が主体となり「いいこと見つけ週間」を行う。

※縦割り活動で、異学年交流を行う。

※道徳と関連させ、にこにこコーナーを常時活用する。

※行事を通した人間関係づくり〈宿泊体験教室（5年）〉〈修学旅行（6年）〉